

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

通達区分	例規通達
有効期間	30年

宮本規第140号
令和7年3月17日
宮城県警察本部長

交通規制の対象から除外する車両の指定等の事務取扱要領の一部改正について
(通達)

道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第2項、第8条第2項、第45条第1項及び第45条の2第1項、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第6条並びに宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）に基づく交通規制の対象から除外する車両の指定、通行禁止道路における通行許可、駐車禁止の解除等の事務の取扱いについては、「交通規制の対象から除外する車両の指定等の事務取扱要領の一部改正について（通達）」（令和4年2月10日付け宮本規第342号）により実施してきたところであるが、交通規制の対象から除外する車両の指定等の事務取扱要領の一部を別添のとおり改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 本要領で定める各種申請における運転免許証の写しの提出を不要とした。
- (2) 様式の見直しを行った。
- (3) その他文言の整理等を行った。

2 施行期日

令和7年3月24日

交通規制の対象から除外する車両の指定等の事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、交通規制の対象から除外する車両の指定等の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 駐車禁止除外等標章

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。）第3条第1項第5号ウからカまで、同項第6号及び第7号に規定する駐車禁止、駐車の方法又は駐車時間制限の規制の対象から除外する車両を指定する標章をいう。

2 通行禁止道路通行許可証

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第8条第3項の許可証をいう。

3 駐車禁止解除許可証

県規則第7条第5項の駐車禁止解除許可証をいう。

4 高齢運転者等標章

法第45条の2第2項の高齢運転者等標章をいう。

第3 駐車禁止除外等標章の取扱い

駐車禁止除外等標章（第3において「標章」という。）の交付を受けるため、県規則第3条第2項又は第3項の駐車禁止除外指定車標章交付申請書（第3において「申請書」という。）を提出する者（第3において「申請者」という。）から標章の交付の申請があった場合は、次のとおり取り扱うこと。

1 申請の受理

(1) 申請者

県規則様式第1号又は様式第2号の標章（以下「特定用務標章」という。）の申請者にあつては駐車禁止除外対象用務に使用する車両を保有する法人等の事業所等とし、県規則様式第3号又は様式第4号の標章（以下「身障者等標章」という。）の申請者にあつては県規則第3条第1項第5号オ又はカに規定する身体障害者等（以下「身体障害者等」という。）、身体障害者等の親族又は身体障害者等から委任を受けた者（以下「代理人」という。）とする。

(2) 添付書類

ア 特定用務標章の交付申請にあたり、県規則第3条第2項の警察本部長が別に定める書類（第3において「添付書類」という。）は、次に掲げるものとし、自動車検査証の写しとともに提出を求めるものとする。

(ア) 身分証明書（医師免許証、職員証又は社員証をいう。）の写し又は資格者証等の写し

(イ) 業務委託契約書（当該業務が委託契約に係る場合のものに限る。）の写

し

(ウ) 軽自動車届出済証の写し又は標章交付証明書の写し（申請車両が自動車検査証の発行がない車種の場合に限る。）

イ 身障者等標章の交付申請にあたり、必要な場合には、自動車検査証の写しとともに次の書類の提出を求めるものとする。

(ア) 軽自動車届出済証の写し又は標章交付証明書の写し（申請車両が自動車検査証の発行がない車種の場合に限る。）

(イ) 県規則第3条第1項第5号一オ（ア）の規定による医師が認めた身体障害者で、下肢機能障害5級及び6級のもの、脳病変による運動機能障害3級及び4級のもの並びに平衡機能障害5級のものの場合は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による指定を受けた医師の意見書（別記様式第1号）。ただし、標章の更新の申請であって、以前の申請時に意見書を提出しているものは提出不要とする。

ウ 前記書類のほか、申請内容を明らかにするために必要と認められる書類の提出については、交通部長が別に定める。

(3) 申請場所

特定用務標章の申請にあつては原則として申請者の居住地（申請者が法人等の事業所等である場合は、当該事業所等の所在地）を管轄する警察署で、身障者等標章の申請にあつては原則として身体障害者等の居住地を管轄する警察署（第3において「管轄警察署」という。）で受理するものとする。ただし、居住地が宮城県で、かつ、警察署の管轄外に居住する者から申請があつた場合で、申請者の利便を図る必要があると認めるときは、当該警察署において申請を受理するものとする。

(4) 必要性の審査

申請は、申請者から事情を聴取し、除外事由の有無、除外の必要性及び除外する期間の適否を審査した上で受理すること。

(5) 変更登録等の指導

申請に係る自動車が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第12条第1項に規定する変更登録又は同法第13条第1項に規定する移転登録（以下「変更登録等」という。）が必要と認められる場合は、申請者に変更登録等を行うよう指導し、当該申請に係る標章の有効期限を1か月を超えない範囲内で必要な期間とすること。

(6) 標章の更新又は再交付

標章の更新又は亡失、汚損等の理由による再交付の申請があつた場合は、新たな申請として取り扱い、申請書、自動車検査証の写し及び添付書類の提出並びに旧標章の返納を受けて受理すること。この場合において、申請者が返納すべき旧標章を亡失し、又は滅失したときは、同人に顛末書を作成させ、その経緯を明らかにしておくこと。

2 標章の作成、交付等

(1) 作成及び交付

ア 標章の作成に当たっては、管轄警察署において宮城県警察駐車禁止除外等標章管理システム（別に定める宮城県警察情報管理システムをいう。第3において「システム」という。）に申請情報を入力し、標章交付番号を取得すること。

イ 県規則第3条第1項第5号ウの標章の申請にあつては県規則様式第1号の標章を、同号エの標章の申請にあつては県規則様式第2号の標章を、同号オの標章の申請にあつては県規則様式第3号の標章を、同号カの標章の申請にあつては県規則様式第4号の標章を作成し、申請者に交付すること。

ウ 標章の更新又は亡失、汚損等の理由による再交付の申請の場合は、システムにより新たな標章交付番号を取得して標章を作成すること。

エ 警察署の管轄外に居住する者からの申請があり、申請者の利便を図るため当該申請を受理する場合は、管轄警察署に申請の内容を通知すること。この場合において、管轄警察署は申請内容をシステムに入力して標章交付番号を取得し、申請を受理する警察署（第3において「受理警察署」という。）に当該番号を通知すること。

管轄警察署からの標章交付番号の通知を受けた受理警察署は、標章を作成して申請者に交付し、当該申請に係る申請書、自動車検査証の写し及び添付書類を管轄警察署に送付すること。

(2) 有効期限

標章の有効期限は、3年を超えない範囲内で必要な期間とすること。

(3) 交付時の指導等

ア 標章の交付の際は、当該標章の裏面に記載されている注意事項を説明すること。

イ 申請者に対し、車庫、駐車場等の道路外に駐車できる場合は道路には駐車しないこと及び速やかな移動が困難であり、かつ、長時間に及ぶ場合は原則として駐車場等を利用するよう指導すること。

ウ 特定用務標章の対象車両を使用する者が、車検、故障等の事由により、代車を使用して駐車禁止除外の対象の用務を行う場合は、事前に必要な期間の標章の申請を行うように指導すること。

エ 標章が不要になったときは、警察署に速やかに返納するよう指導すること。

(4) 標章交付状況の管理

前記(1)により標章交付番号を取得した警察署は、県規則様式第1号の標章にあつては医師及び除外対象事業所用駐車禁止除外標章交付簿（別記様式第2号）を、県規則様式第2号の標章にあつては報道機関及び除外対象事業所用駐車禁止除外標章交付簿（別記様式第3号）を、県規則様式第3号の標章にあつては身体障害者等用駐車禁止除外標章交付簿（別記様式第4号）を、県規則様式第

4号の標章にあつては紫外線要保護者用駐車禁止除外標章交付簿（別記様式第5号）（以下これらを「駐車禁止除外等標章交付簿」という。）をシステムから出力して決裁を受け、標章の交付状況を明らかにしておくこと。

また、亡失、汚損等の理由による再交付を行った場合は、駐車禁止除外等標章交付簿の前回交付した部分の備考欄に「再交付」と朱書きするとともに、再交付年月日及び再交付理由を記載すること。

3 返納された標章の取扱い

(1) 宮城県公安委員会が交付した標章の返納

ア 管轄警察署に標章が返納された場合は、システムで返納登録を行い、当該標章の駐車禁止除外等標章交付簿の該当欄を朱線で抹消して備考欄に返納年月日を記載した後、標章を速やかに裁断して廃棄すること。

イ 管轄警察署以外の警察署に標章が返納された場合は、管轄警察署に対してその旨を通知し、当該標章を裁断して廃棄すること。この場合において、通知を受けた管轄警察署は、前記アの処理と同様にシステムで返納登録を行い、駐車禁止除外等標章交付簿に必要事項を記載すること。

(2) 他の都道府県公安委員会が交付した標章の返納

他の都道府県公安委員会が交付した標章が返納された場合は、交付した警視庁又は他の道府県警察に当該標章の取扱いを確認する必要があるため、交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に通報してその指示を受けること。

4 申請書等の保管及び管理

申請者から提出を受けた申請書、自動車検査証の写し及び添付書類は、その副本を作成した上で正本を速やかに交通規制課に送付するとともに、副本は管轄警察署で種別ごとに編綴して保管し、その交付状況を管理すること。

第4 通行禁止道路通行許可証の取扱い

法第8条第2項に規定する警察署長の許可（以下「通行許可」という。）を受けするため、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第5条第1項の申請書（第4において「申請書」という。）を提出する者（第4において「申請者」という。）から通行禁止道路通行許可証（以下「通行許可証」という。）の交付の申請があつた場合は、次のとおり取り扱うこと。

1 申請の受理

(1) 添付書類

ア 県規則第6条第2項の警察本部長が別に定める書類（第4において「添付書類」という。）は、次に掲げるものとし、それぞれ2通ずつ提出を求めるものとする。

(ア) 自動車検査証の写し、軽自動車届出済証の写し又は標識交付証明書の写し

(イ) 通行する区間の略図

(ウ) 県規則第6条第1項第4号に規定する事情による申請の場合は、当該事

情を疎明する書類

(エ) 身体障害のある者を輸送するための通行許可の申請の場合は、当該身体障害のある者の身体障害者手帳の写し、身体に障害があることを疎明する診断書の写し又は輸送の必要性を疎明する診察券等の写し

イ 申請者から提出を受けた申請書及び添付書類のうち1通は申請者に交付する通行許可証の正本とし、もう1通は警察署に備える副本とする。

(2) 必要性の審査

ア 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第6条第1号又は第2号の規定に該当する場合は、原則として、道路標識等により通行が禁止されている道路（以下「通行禁止道路」という。）のうち、交通規制の時間が終日又は2時間以上のものについて通行許可を行うこと。

イ 身体障害のある者を輸送すべき相当な事情がある車両に対して通行禁止道路の通行を許可する場合は、前記(1)－ア－(エ)に規定する書類により、その必要性を審査すること。

なお、輸送の対象となる身体障害のある者については、原則として次のいずれかに該当する歩行が困難なものとする。

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている者で歩行が困難なもの

(イ) 身体障害者手帳の交付を受けていないが、身体障害があつて歩行が困難な者

(ウ) 怪我、病気等で一時的に歩行が困難な状態にある者

(エ) 精神障害者でその身体的障害により歩行が困難な状態にあるもの

ウ 施行令第6条第3号又は県規則第6条第1項各号に該当する場合は、原則として、通行禁止道路のうち、交通規制の時間が終日のものについて通行許可を行うこと。

エ 貨物運送業者の車両、スクールバス等その運行範囲が広域で、不特定かつ多区間の通行を禁止されている道路を通行しなければならない場合は、業務の内容、配送区域、配送用車両の種別等を聴取し、必要性が確認できた車両に限り許可すること。

オ 通行許可証の交付は、原則として申請を受理する警察署の管轄区域の通行禁止道路に関して行うこと。

カ 通行許可の対象となる通行禁止道路の区間が他の警察署の管轄区域にわたる場合は、関係する警察署ごとに申請を受理するものとするが、申請者の利便を図ることが適当と認められるときは、申請を受理する警察署長が関係する警察署長と協議し、当該警察署長の合意を得られたときに限って許可すること。この場合において、通行許可証の下部の余白に、協議の日付及び関係する警察署長と協議した旨を記載して、申請を受理した警察署長名で許可すること。

(3) 変更登録等の指導

申請に係る自動車に変更登録等が必要と認められる場合は、申請者に変更登録等を行うよう指導し、当該申請に係る通行許可証の有効期限を1か月を超えない範囲内で必要な期間とすること。

(4) 通行許可証の更新又は再交付

通行許可証の更新又は亡失、汚損等の理由による再交付の申請があった場合は、新たな申請として取り扱い、申請書及び添付書類の提出並びに旧通行許可証の返納を受けて受理すること。この場合において、申請者が返納すべき旧通行許可証を亡失し、又は滅失したときは、同人に顛末書を作成させ、その経緯を明らかにしておくこと。

2 通行許可証の作成、交付等

(1) 作成及び交付

ア 通行許可証の許可番号は、通行禁止道路通行許可証交付簿（別記様式第6号。以下「通行許可証交付簿」という。）により管理し、年度ごとの一連番号とすること。

イ 前記1-(1)-イの通行許可証の正本に必要事項を記載して、通行許可証を作成すること。

また、当該通行許可証を交付する場合は、通行許可証交付簿に交付年月日、許可番号等必要事項を記載すること。

ウ 通行許可証の更新又は再交付の理由による申請の場合は、通行許可証交付簿により新たな許可番号を取得し、通行許可証を作成すること。この場合において、通行許可証交付簿の備考欄に「更新」又は「再交付」と朱書きすること。

(2) 有効期限

ア 通行禁止道路を定型的に反復し、又は継続して通行しなければならない理由がある場合の通行許可証の有効期限は、原則として3年を超えない範囲内で必要な期間とし、状況に応じて更新の申請を行わせること。

イ 通行禁止道路を一時的に通行しなければならない理由がある場合の通行許可証の有効期限は、必要最小限の期間に限定すること。

(3) 作成に当たっての留意事項

ア 通行許可証の許可する通行禁止道路の区間欄は、その範囲を限定して記載すること。

イ 一方通行の規制のある道路を逆行する通行許可の申請に当たっては、進入路の変更を指導し、原則として許可をしないこと。

やむを得ず許可する場合は、必要に応じた交通誘導員の配置等を許可条件とする等、安全対策上の指導を徹底し、必要な場合は、道路使用許可の申請を行わせること。

ウ 作成した通行許可証は、申請者に交付する正本と警察署に備える副本との間に契印して申請者に交付すること。

(4) 交付時の指導等

- ア 通行許可証の交付の際は、当該通行許可証に記載されている許可条件について説明すること。
- イ 通行許可証の対象車両を使用する者が、車検、故障等の事由により、代車を使用して通行禁止道路を通行する場合は、事前に必要な期間の通行許可証の申請を行うように指導すること。
- ウ 通行許可が不要になったときは、通行許可証を警察署に速やかに返納するよう指導すること。

3 身体の障害のある者からのタクシー等の利用の通行許可の申請の取扱い

身体の障害のある者がタクシー等を利用して通院する等、許可の対象となる車両や主たる運転者を事前に特定できないやむを得ない理由がある場合の通行禁止道路の通行許可の申請については、次のとおり取り扱うこと。

(1) 許可の対象者

前記1-(2)-イに規定する身体の障害のある者

(2) 申請者

申請者は、原則として身体の障害のある者とするが、身体的な理由で外出が困難である等やむを得ない事情により自ら申請することができない場合は代理人による申請を受理することができる。この場合において、申請書の申請者欄への記載は身体の障害のある者とし、必要に応じて代理人の身分証明書の写しを申請書に添付すること。

(3) 申請書への記載

申請書の「主たる運転者」の欄には「(身体の障害のある者の氏名) が乗車する車両の運転者」と、「番号標に表示されている番号」の欄には「(身体の障害のある者の氏名) が乗車する車両」と、「やむを得ない理由」の欄には「身体の障害のある者等の輸送及びこれに付随する通行」と記載させること。

(4) 通行許可証の交付

原則として通行許可証は、申請者である身体の障害のある者に交付するが、代理人により申請がなされた場合は代理人に交付することができる。

(5) 申請者等への指導

通行許可証を申請者等に交付する際、申請者等に対して次の事項について指導すること。

ア 申請者等がタクシー等の利用を依頼した場合、当該タクシー等は申請者の送迎の前後において通行許可証を携帯せず通行禁止道路を通行する場面が想定されることから、依頼の際に運転者等に「申請者の氏名」及び「許可番号」を通知し、警察官に停止を求められて質問を受けたときに回答できるようにすること。

イ 法第8条第5項の規定により警察署長が当該許可に条件を付しているときは、タクシー等の運転手に対し通行許可証を提示してその条件を通知するこ

と。

ウ 申請者がタクシー等に乗車する際には通行許可証を携帯するとともに、当該タクシー等の運転手に対し、通行許可証の掲出を依頼すること。

4 返納された通行許可証の取扱い

(1) 交付した警察署への通行許可証の返納

通行許可証を交付した警察署に当該通行許可証が返納された場合は、当該通行許可証交付簿の該当欄を朱線で抹消して備考欄に返納年月日を記載した後、通行許可証を速やかに裁断して廃棄すること。

(2) 交付した警察署以外の警察署への通行許可証の返納

通行許可証を交付した警察署以外の警察署に返納された場合は、当該通行許可証を交付した警察署に通知し、通行許可証を速やかに廃棄すること。

この場合において、通知を受けた警察署は、前記(1)に規定する処理と同様に通行許可証交付簿の該当欄に記載すること。

5 申請書等の保管及び管理

申請者から提出を受けた申請書及び添付書類の副本は、通行許可証交付簿とともに編綴して保管し、その交付状況を管理すること。

第5 駐車禁止解除許可証の取扱い

法第45条第1項ただし書の規定による警察署長の駐車許可（以下「駐車許可」という。）を受けるため、県規則第7条第3項の駐車禁止解除許可申請書（第5において「申請書」という。）を提出する者（第5において「申請者」という。）から駐車禁止解除許可証（第5において「駐車許可証」という。）の交付の申請があった場合は、次のとおり取り扱うこと。

1 申請の受理

(1) 提出書類

ア 県規則第7条第3項の警察本部長が別に定める書類（以下第5において「添付書類」という。）は次に掲げるものとし、申請の際に(イ)は2通、それ以外は1通ずつの提出を求めるものとする。

(ア) 自動車検査証の写し、軽自動車届出済証の写し又は標識交付証明書の写し

(イ) 複数の駐車場所を申請する場合は、駐車場所の住所一覧表又は駐車場所が判別できる程度の地図

(ウ) 同一の申請場所を相当な期間反復継続して行われる申請については、当該事情を疎明する書類

イ 申請書は2通の提出を受け、1通は駐車許可証とする正本とし、もう1通は警察署に備える副本とする。なお、正本は朱枠のものを使用することとし、この場合において、申請者が提出した申請書がいずれも朱枠のものでなかったときは、申請を受理する警察署において朱枠の申請書に書き写し、これを正本として取り扱うものとする。

(2) 必要性の審査

- ア 必要性の審査に当たっては、申請内容を個別に審査し、県規則第7条第1項又は第2項の規定に該当する場合に限り駐車を許可するものとする。
- イ 定型的に反復し、又は継続して行う用務のため、用務先の直近の道路への駐車許可証の交付の申請があり、必要性が認められるときは、県規則第7条第1項第4号アの規定に準じて駐車を許可することができる。
- ウ 県規則第7条第4項の規定により口頭等で申請を受理した場合は、申請書を提出できないやむを得ない理由のほか、許可期間の継続性及び緊急対応の必要性を審査するものとする。

(3) 変更登録等の指導

- 申請に係る自動車の変更登録等が必要と認められる場合は、申請者に変更登録等を行うよう指導し、当該申請に係る駐車許可証の有効期限を1か月を超えない範囲内で必要な期間とすること。

(4) 駐車許可証の更新又は再交付

- 駐車許可証の更新又は亡失、汚損等の理由による再交付の申請があった場合は、新たな申請として取り扱い、申請書及び添付書類並びに旧駐車許可証の返納を受けて受理すること。この場合において、申請者が返納すべき旧駐車許可証を亡失し、又は滅失したときは、同人に顛末書を作成させ、その経緯を明らかにしておくこと。

2 駐車許可証の作成、交付等

(1) 作成及び交付

- ア 駐車許可証の許可番号は、駐車禁止解除許可証交付簿（別記様式第7号。以下「駐車許可証交付簿」という。）により管理し、年度ごとの一連番号とすること。
- イ 駐車許可証を交付する場合は、駐車許可証交付簿に交付年月日、許可番号等必要事項を記載した上で、前記1-(1)-イの正本に必要事項を記載して、駐車許可証を作成すること。
- ウ 県規則第7条第4項の規定により駐車許可の申請を口頭等で受理した場合は、申請書に掲げる事項を聴取の上、許可の可否を判断して、必要性を認めるときに許可するものとし、この取扱いの詳細については交通部長が別に定める。
- エ 駐車許可証の更新又は再交付の理由による申請の場合は、駐車許可証交付簿により新たな許可番号を取得し、駐車許可証を作成すること。この場合において、駐車許可証交付簿の備考欄に「更新」又は「再交付」と朱書きすること。

(2) 有効期限

- ア 駐車許可証の有効期限は、1年を超えない範囲で必要な期間とすること。
- イ 県規則第7条第1項又は第2項に規定する応急修理を必要とする車両等に

対する駐車許可は、必要な時間に限定すること。

(3) 作成に当たっての留意事項

ア 許可に当たっては、許可の理由及び場所に応じ、交通の安全及び円滑を確保するため必要な条件を付することができる。

イ 作成した駐車許可証には、正本と副本との間に契印して申請者に交付すること。

(4) 交付時の指導等

ア 駐車許可証の交付の際は、当該駐車許可証に記載されている許可条件について説明し、注意事項の説明については駐車許可証の裏面に記載されている注意事項を説明すること。

イ 駐車許可証の対象車両を使用する者が、車検、故障等の事由により、代車を使用して駐車許可対象用務を行う場合は、事前に必要な期間の駐車許可の申請を行うように指導すること。

ウ 駐車許可が不要になったときは、駐車許可証を警察署に速やかに返納するよう指導すること。

3 返納された駐車許可証の取扱い

(1) 交付した警察署への駐車許可証の返納

駐車許可証を交付した警察署に当該駐車許可証が返納された場合は、当該駐車許可証交付簿の該当欄を朱線で抹消して備考欄に返納年月日を記載した後、駐車許可証を速やかに裁断して廃棄すること。

(2) 交付した警察署以外の警察署への駐車許可証の返納

駐車許可証を交付した警察署以外の警察署に返納された場合は、当該駐車許可証を交付した警察署に通知し、駐車許可証を速やかに裁断して廃棄すること。

この場合において、通知を受けた警察署は、前記(1)に規定する処理と同様に駐車許可証交付簿の該当欄に記載すること。

4 申請書等の保管及び管理

申請者から提出を受けた申請書及び添付書類は、駐車許可証交付簿とともに編綴して保管し、その交付状況を管理すること。

5 その他

本要領に定めるほか、駐車許可に関する必要な事項については、交通部長が別に定める。

第6 高齢運転者等標章の取扱い

法第45条の2に規定する高齢運転者等標章（第6において「標章」という。）の交付を受けるため、規則第6条の3の4第1項の申請書（第6において「申請書」という。）、規則第6条の3の5の届出書（第6において「記載事項変更届」という。）又は規則第6条の3の6の再交付申請書（第6において「再交付申請書」という。）を提出する者（第6において「申請者等」という。）から標章の交付の申請又は記載事項の変更の届出（第6において「申請等」という。）があった場合は、次のと

おり取り扱うこと。

1 申請等の受理

(1) 基本的留意事項

ア 申請書を受理する際は、規則第6条の3の4第2項に規定する書類の提示を受けるものとするが、同項第2号の自動車検査証については、その写しの提示によることでも可能とし、提示を受けた書類の写しを作成して申請の受理状況を明らかにすること。ただし、免許情報記録個人番号カードの写しは作成しないこと。

イ 前記アの規定により提示を受けた自動車検査証を確認し、申請等に係る車両が、乗車定員が10人以下であること、車両総重量が3,500キログラム未満であること及び最大積載量が2,000キログラム未満の普通自動車であることを確認すること。

なお、一度の申請で複数台の車両の申請を可能とするが、申請者等と車両の使用者が異なる場合は、その車両の使用権限について申請者等に確認すること。

ウ 申請等に係る普通自動車が行令第22条第1号のミニカーであるときは自動車検査証に代わり、市区町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書の提示を受け、標識番号を確認すること。

エ 申請等の受理は、原則として申請者等の居住地を管轄する警察署で受理するものとする。

ただし、居住地が宮城県内であり、かつ、警察署の管轄外に居住する者から申請等があった場合で、申請者等の利便を図る必要があると認めるときは、当該警察署において申請等を受理するものとする。

(2) 高齢運転者等に該当すること等の確認

新規に申請を受けた場合は、申請書及び規則第6条の3の4第2項の規定により提示を受けた書類により、次のいずれかに該当する者（第6において「高齢運転者等」という。）であること及び申請書に記載された内容に誤りがないことを確認の上、標章を交付すること。

なお、イに該当する者であることが免許証に記載された条件から直ちに確認できない場合は、交通部運転免許課に確認し、その回答により高齢運転者等に該当することが確認されたときに標章を交付すること。

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車を運転することができる免許を受けた者で70歳以上のもの

イ 法第71条の6第2項に規定する聴覚障害のある者又は同条第3項に規定する肢体不自由の者

ウ 普通自動車を運転することができる免許を受けた者で妊娠中又は出産後8週間以内のもの

(3) 変更登録等の指導

申請に係る自動車に変更登録等が必要と認められる場合は、申請者等に変更登録等を行うよう指導すること。

(4) 標章の再交付

ア 標章の亡失、汚損等の理由により再交付の申請があった場合は、再交付申請書の提出及び旧標章の返納を受けて受理すること。この場合において、申請者等が返納すべき旧標章を亡失し、又は滅失したときは、同人に顛末書を作成させ、その経緯を明らかにしておくこと。

イ 標章の再交付申請に記載事項変更を伴う場合は、再交付申請書及び記載事項に変更が生じたことを疎明する書類等の提出を受けて申請を受理するものとする。この場合において、当該再交付申請書の再交付申請の理由欄に、再交付申請の理由、記載事項変更の内容及び理由を記載させること。

2 標章の作成、交付等

(1) 標章の作成

ア 標章の作成に当たっては、申請者等の居住地を管轄する警察署（第6において「管轄警察署」という。）において宮城県警察高齢運転者等専用駐車区間標章管理システム（別に定める宮城県警察情報管理システムをいう。第6において「システム」という。）に申請情報を入力し、標章交付番号を取得すること。

イ 標章は標章交付番号、交付年月日、登録（車両）番号及び裏面の被交付者情報等必要な事項を記載し、作成すること。

なお、申請等に係る普通自動車が施行令第22条第1号のミニカーであるときは、登録（車両）番号欄に市区町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書で確認した標識番号を記入すること。

ウ 標章の作成にあたり、登録（車両）番号欄に空白部分が残るときは、「以上〇台」と記入するなど、交付後の追記による変造を防止するための措置を講ずること。

エ 警察署の管轄外に居住する者から申請等があり、申請者等の利便を図るため当該申請等を受理する場合は、管轄警察署に申請等の内容を通知すること。この場合において、管轄警察署は申請内容をシステムに入力して標章交付番号を取得し、申請等を受理する警察署（第6において「受理警察署」という。）に当該番号を通知すること。

管轄警察署からの標章交付番号の通知を受けた受理警察署は、標章を作成して申請者等に交付し、当該申請に係る申請書等や申請書を受理する際に作成した写し等を管轄警察署に送付すること。

(2) 記載事項変更の届出の手續

ア 記載事項変更の届出があった場合は、記載事項に変更が生じたことを証する書類を添えた記載事項変更届の提出により届出を受理し、前記(1)ーエの例により、システムで新たな標章交付番号を取得し、新たな標章を作成するこ

と。

イ 標章の交付を受けた者が居住地を変更した場合は、原則として変更後の居住地を管轄する警察署において記載事項変更届を受理するものとする。ただし、居住地が宮城県内であり、かつ、警察署の管轄外に居住する者からの届出があった場合で、届出者の利便を図る必要があると認めるときは、当該警察署において届出を受理するものとし、前記(1)－エの例により標章を作成すること。

ウ 申請等に係る普通自動車の追加及び変更の場合も、標章の交付を受けた者からの記載事項変更届及び自動車検査証の写し等の提出により届出を受理すること。

(3) 再交付申請の手続

標章の亡失、汚損等の理由による再交付の申請があった場合は、新たな申請として取り扱い、システムにより新たな標章交付番号を取得して標章を作成し、申請者等に交付すること。

(4) 交付時の指導等

ア 標章の交付の際は、当該標章の裏面に記載されている注意事項を説明すること。

イ 申請者等に対し、車庫、駐車場等の道路外に駐車できる場合には、道路には駐車しないよう指導すること。

ウ 標章の対象車両を使用する者が、車検、故障等の事由により、代車を使用して当該標章の利用をしようとする場合は、事前に代車の標章の申請を行うように指導すること。

エ 標章が不要になったときは、警察署に速やかに返納するよう指導すること。

(5) 標章交付状況の管理

標章交付番号を取得した警察署は、高齢運転者等標章交付簿（別記様式第8号）をシステムにより出力して決裁を受け、標章の交付状況を明らかにしておくこと。

また、標章の更新又は亡失、汚損等の理由による再交付を行った場合は、高齢運転者等標章交付簿の前回交付した部分の備考欄に「再交付」と朱書きするとともに、再交付年月日及び再交付理由を記載すること。

3 返納された標章の取扱い

(1) 宮城県公安委員会が交付した標章の返納

ア 管轄警察署に当該標章が返納された場合は、高齢運転者等標章返納届（別記様式第9号）に必要事項を記載させて受理し、システムで返納登録を行うこと。

また、当該標章の高齢運転者等標章交付簿の該当欄を朱線で抹消した上で、備考欄に返納年月日を記載し、当該標章を裁断して廃棄すること。

イ 管轄警察署以外の警察署に標章が返納された場合は、管轄警察署に対して

その旨を通知し、当該標章を裁断して廃棄すること。この場合において、通知を受けた管轄警察署は、前記アの処理と同様にシステムで返納登録を行い、高齢運転者等標章交付簿に必要事項を記載すること。

(2) 他の都道府県公安委員会が交付した高齢運転者等標章の返納

他の都道府県公安委員会が交付した標章が返納された場合は、交付した警視庁又は他の道府県警察に当該標章の取扱いを確認する必要があるため、交通規制課に通報してその指示を受けること。

4 申請書等の保管及び管理

申請者等から提出を受けた申請書等及び提示された書類の写しは、その副本を作成した上で正本を速やかに交通規制課に送付するとともに、副本は管轄警察署で編綴して保管し、その交付状況を管理すること。

第7 報告等

1 報告

警察署長は、通行禁止道路通行許可証、駐車禁止解除許可証又は高齢運転者等標章を交付したときは、次により交通部交通規制課長に報告すること。

(1) 通行禁止道路通行許可証等の交付状況

通行禁止道路通行許可証等の交付状況は、法第58条の規定に基づく制限外積載等及び法第80条第1項の規定による協議と併せて、通行禁止道路通行許可証等交付等報告書（別記様式第10号）により前月分を取りまとめ、毎月5日までに報告すること。

(2) 駐車禁止解除許可証の交付状況

駐車禁止解除許可証の交付状況は、駐車禁止解除許可証交付報告書（別記様式第11号）により前月分を取りまとめ、毎月5日までに報告すること。

(3) 高齢運転者等標章の交付状況

高齢運転者等標章の交付状況は、高齢運転者等標章交付状況報告書（別記様式第12号）により前月分を取りまとめ、毎月5日までに報告すること。

2 行政不服審査法に基づく教示

交通規制の対象から除外する車両の指定等の申請を受理した場合において、条件を付して許可するとき、付した条件を変更するとき、申請によって求められた許可等を拒否するとき（不許可、申請の棄却、却下等の名称は問わない。）等には、当該処分の相手方に対してその理由を示した上で、教示書（別記様式第13号）を交付し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示を行うこと。ただし、相手方に交付する許可証にあらかじめ教示事項が印刷されている場合又は許可証と併せて交付する条件書に教示事項を併記する場合には、教示書の交付を要しない。

3 顛末書

交通規制の対象から除外する車両の指定等に係る標章又は許可証の交付を受け

た者が、これらを返納すべき場合において、亡失、滅失等により返納出来ないときは、顛末書（別記様式第14号）又はこれに相当する書類により、亡失等の経緯を明らかにしておくこと。

別記様式第1号

(身体障害者移動能力関係)

意見書

(宮城県公安委員会提出用)

1	氏名	_____	男・女
	生年月日	_____年 月 日	(歳)
	住所	_____	
2	現在障害状況		
	(1) 障害名	_____	
	(2) 障害等級	_____級	
3	主たる屋外移動方法(義肢、装具等を使用した上での状況を記入願います。)		
	(1) 独歩	(2) つえ歩行	(3) 車椅子
4	医学的判断(3において(1)又は(2)に該当する場合に記入願います。)		
	(1) 歩行速度が一般人(10mを約10秒)の約半分以下である。 (10mの距離を歩くのに20秒以上要する。)		
	(2) 歩行中10m以内に転倒するおそれ又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない。		
	(3) 体力的に約30mを一気に歩き通すことができない。		
	(4) 100m以上の歩行が不能である。		
	(5) 下肢の筋力低下のため立位を保持できない。		
	(6) おおむね通常の歩行に支障がない。		

専門医又は主治医として以上の障害状況に相違ありません。

年 月 日

病院又は診療所等の名称

所 在 地

担当診療科

科 担当医師名

(身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定を受けた医師である。)

別記様式第2号

署長	副署長 (次長)	課長	係長

医師及び除外対象事業所用駐車禁止除外標章交付簿

____年度

(狂犬病予防法緊急出動、道路維持管理、郵便集配・電報配達又は医師等往診車両用)

標章交付番号		交付月日	有効期間	医師及び除外対象事業所名	主たる運転者名	車両登録番号	備考
警察署	交付番号						
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	

注 有効期限は、3年を超えない範囲で必要な期間とすること。

署長	副署長 (次長)	課長	係長

報道機関及び除外対象事業所用駐車禁止除外標章交付簿
(放置車両監視、緊急報道取材、患者輸送又は車椅子移動車両用)

____年度

標章交付番号		交付月日	有効期間	報道機関及び除外対象事業所名	主たる運転者名	車両登録番号	備考
警察署	交付番号						
		月 日	年 月 日から 年 月 日まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日から 年 月 日まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日から 年 月 日まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日から 年 月 日まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日から 年 月 日まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日から 年 月 日まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日から 年 月 日まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日から 年 月 日まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日から 年 月 日まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日から 年 月 日まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日から 年 月 日まで			宮城 仙台	

注 有効期限は、3年を超えない範囲で必要な期間とすること。

署長	副署長 (次長)	課長	係長

身体障害者等用駐車禁止除外標章交付簿

____年度

標章交付番号		交付月日	有効期間	身体障害者等名	障害名・障害等級	車両登録番号	備考
警察署	交付番号						
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで		身 戦 知 精 級	宮城 仙台	

注 有効期限は、3年を超えない範囲で必要な期間とすること。

別記様式第5号

署長	副署長 (次長)	課長	係長

紫外線要保護者用駐車禁止除外標章交付簿

____年度

標章交付番号		交付月日	有効期間	要保護者等名	病名等	車両登録番号	備考
警察署	交付番号						
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	
		月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで			宮城 仙台	

注 有効期限は、3年を超えない範囲で必要な期間とすること。

通行禁止道路通行許可証交付簿

年度 _____

許可番号	交付年月日 有効期間	通 行 間 路 線・区 間	申 請 者 名 住 所・氏 名	車 両 号 登 録 番 号	備 考
	から まで			宮城 仙台	
	から まで			宮城 仙台	
	から まで			宮城 仙台	
	から まで			宮城 仙台	
	から まで			宮城 仙台	
	から まで			宮城 仙台	
	から まで			宮城 仙台	
	から まで			宮城 仙台	
	から まで			宮城 仙台	
	から まで			宮城 仙台	
	から まで			宮城 仙台	

注 有効期限は、3年を超えない範囲で必要な期間とすること。

駐車禁止解除許可証交付簿

許可番号	交付月日	許可の場所	申請者名	申請理由	車両登録番号	備考
	有効年月日					
	月 日				宮城	
	年 月 日				仙台	
	月 日				宮城	
	年 月 日				仙台	
	月 日				宮城	
	年 月 日				仙台	
	月 日				宮城	
	年 月 日				仙台	
	月 日				宮城	
	年 月 日				仙台	
	月 日				宮城	
	年 月 日				仙台	
	月 日				宮城	
	年 月 日				仙台	
	月 日				宮城	
	年 月 日				仙台	

注 有効期限は、1年を超えない範囲で必要な期間とすること。

号 外
年 月 日

宮 城 県 警 察 本 部 長 殿

警察署長

通行禁止道路通行許可証等交付等報告書（ 年度中）
各種許可申請に係る許可証の交付状況は、次のとおりであるから報告する。

記

許 可 種 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大型車通行禁止 道路通行許可													
上 記 の う ち 電 子 申 請 分													
車両通行禁止 道路通行許可													
上 記 の う ち 電 子 申 請 分													
設備外積載許可													
荷台乗車許可													
制限外積載許可													
法 第 80 条 協 議													

(担当者： 警電 -)

駐車禁止解除許可証交付報告書 (年 月分)

警察署名
 担当者名
 警電番号

許可種別	許可件数	備考
応急修理	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
引越し	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
貨物の積卸し	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
電話、電気、ガス、水道、下水道の点検及び調査	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
公害調査、国勢調査	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
保健所業務	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
歯科医師の往診	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
柔道整復師・鍼灸師の往診	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
獣医師の往診	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
訪問介護	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
訪問看護	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
訪問リハビリテーション	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
訪問調査	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
訪問指導	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
居宅介護	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
介護予防支援事業	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
精神障害者自立支援	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
その他福祉関係※	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
臨床検査の検体授受	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
冠婚葬祭	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
歩行困難な通院患者	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
福祉施設等送迎使用車両	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
その他※	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
合計	0 件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 0 件 <input type="checkbox"/> その他 0 件)	

緊急対応のうち、FAX以外の方法により対応した場合は、備考欄に対応方法を記載すること。
 許可種別で、「その他福祉関係」「その他」がある場合は、下記表に用務等について記載すること。

許可を行った用務	許可件数	備考
	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	
	件 (うち緊急 <input type="checkbox"/> FAX 件 <input type="checkbox"/> その他 件)	

高齢運転者等標章交付状況報告書（ 年 月）

警察署名 _____
 担当者名 _____
 警電番号 _____

	高齢者 (1号)	障害者(2号)		妊産婦		合計
		聴覚障害	肢体障害	妊婦	産婦	
新規						
再交付						
記載事項変更						
再交付と同時の記載事項変更						
計						
返納						
合計						

注 返納欄は、県内で交付した標章の返納件数のみを記載すること。

教 示 書

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

顛末書

_____ 殿

住所

氏名

私は _____ から、 _____ の交付を受けておりましたが、次の理由で _____ を返納することができません。

理由：

今後、前記 _____ を発見した場合は、速やかに最寄りの警察署に返納いたします。